

2202.99 1. ピーチネクター及びアブリコットネクター

本品は、果実（皮をむき種をとったもの）をつぶして裏ごし（均質化）し、ほぼ同容量の砂糖液を加えたもので、そのまま飲用に供されるものである。

2202.99 2. アロエベラゲル

プラスチック容器入りで小売用にしたもの（1リットル容器等）。アロエベラゲルが主成分となっており、その他に、ソルビトール、アスコルビン酸、くえん酸、ソルビン酸カリウム、安息香酸ナトリウム、パパイン、キサントタンガムとトコフェロール等を添加している。健康飲料として使用（1日2回、60～120ミリリットル服用）し、パッケージ又は説明書において、コレステロール減少、ぜんそく、潰瘍、便秘、風邪、消化不良、下痢等に効果があると記載されている。

2202.99 3. アロエベラドリンクゲルピュア（液状）

プラスチック容器入りで小売用にしたもの（1リットル容器等）。純粋なアロエベラゲルが99.7%と安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウムとくえん酸を少量含有している。栄養飲料として使用（1日25から50ミリリットル服用）し、広範囲のビタミン、ミネラル、酵素やアミノ酸の補給を補うものである。パッケージ又は説明書において、風邪への抵抗力を養成し、便秘や消化不良等の胃腸の不調を緩和すると記載されている。

2202.99 4. 電解質水溶液

プラスチック容器入りで小売用にしたもの（250 リットル入り等）。ぶどう糖、果糖、フルーツフレーバー、くえん酸カリウム、塩化ナトリウム、着色料及び水が含まれている。乳幼児が下痢や嘔吐時に水分やミネラルの不足を補うため、調合や希釈することなく、直接服用するようにされたものである。

検討された物品

“Pedialyte® 飲用電解液”（登録商標名）

100 ミリリットル中

ぶどう糖	2 g
果糖	510mg
フルーツフレーバー	250mg
くえん酸カリウム	237mg
塩化ナトリウム	214mg
着色料	2mg
水分	

2202.99 5. ノンアルコール飲料（Gripe “water”）

本品は、小売用の 100 ミリリットル瓶に入っており、重炭酸ナトリウム（5 ミリリットル中 50 ミリグラム）とテルペンを含まないヒメウイキョウ油（5 ミリリットル中 2.5 ミリグラム）を含んでいる。乳児や小児の腹痛、胃酸過多や膨満の軽減のため、更なる調製や希釈をすることなく、適量を飲用できるようにしたものである。摂取目安量は、年齢により、2.5 ミリリットルから 15 ミリリットルを、一日 8 回までである。

通則 1 及び 6 を適用

2202.99 6. ノンアルコール飲料

本品は、ココナッツジュース（ココナッツウォーター）（80%）、水、砂糖、くえん酸及びメタ重亜硫酸カリウムから成るものである。400 ミリリットルの缶入りで小売用にしたものである。

通則 1 及び 6 を適用

2205.10 又は 2205.90 1. “Marsala all’ uovo” , “Marsala alla mandorla” 及び “Crema di Marsla all’ uovo” といわれる飲料

本品は、Marsala wine をもとにして、卵（又はアーモンド）及び芳香性物質で香味付けしたものである。

2205.10 2. Ginseng tonic

本品は、アルコール分 11.5%の流動性のある褐色がかった液体で、標準化した高濃縮の朝鮮人参エキス（約 9mg/ml）、ビターオレンジシロップ、ソルビトール及びぶどう酒を含み、250ml のガラス容器入りしたものである。

1704.90/1 及び 2106.90/7 参照

商品名：“Ginsana G115 Ginseng” tonic

2208.30 1. モルトウイスキー及びグレーンウイスキー

本品は、アルコール分が約 60%のウイスキーで、所要のアルコール分になるまで精製水で希釈して瓶詰ウイスキーを製造する際の、基本成分として用いられるものである。

2208.90 1. 欠番**2208.90 2. エタノールの水溶液**

本品は、40 個の 10 ミリリットル瓶に入ったエタノール水溶液の取り合わせで、各瓶に、植物、花、樹木又はこれらを組み合わせた異なる名前のラベルが付けられたものである。アルコール分が 20~27%で、砂糖、フェーゼル油及びその他の揮発性物質が全体として重量比で約 1%含まれているが、検出できるほどの量の植物、花又は樹木のエキスは含まれていない。

2208.90 3. アルコール飲料

本品は、アルコール分が 30%の飲料で、りんごの発酵酒 30%（アルコール分 6%）、エチルアルコール 29.4%（アルコール分 96%）、しょうが抽出物 2%（体積比）、砂糖（0.90%未満）、カラメル着色料及び水を含む。

通則 1 及び 6 を適用

2208.90 4. ニュートラルアルコールベース

本品は、飲料の調製用に供する種類のものである。アルコール分が14%で、エタノールの特徴（におい等）を示す、無色透明、無発泡の液体。ビールマッシュを発酵させ、それに続く清浄、ろ過の工程により得られるものであり、発酵して得られた物品の特性は失っている。

通則1及び6を適用

2208.90 5. ニュートラルアルコールベース

本品は、飲料の調製用に供する種類のものである。アルコール分が12%で、エタノールの特徴（におい等）を示す、無色透明の液体。果汁を発酵させ、それに続く清浄、ろ過の工程により得られるものであり、発酵して得られた物品の特性は失っている。

通則1及び6を適用

2208.90 6. ニュートラルアルコールベース

本品は、飲料の調製用に供する種類のものである。アルコール分が21.9%で、エタノールの特徴（におい等）を示す、無色透明の液体。フルーツワインをスピリッツと混合させ、それに続く清浄、ろ過の工程により得られるものであり、発酵して得られた物品の特性は失っている。

通則1及び6を適用

2209.00 1. 植物油、酢又は植物油及び酢を混合したもののそれぞれに食材を加えて取り揃えた物品

本品は、それぞれ砂時計型のガラス瓶に入れられ、これらはともに特別にデザインされた金属フレーム（スタンド）にのせて提示され、小売用のセットにしたものである。それぞれの瓶は混合品から成るもので、以下の3つの製品の組み合わせのうちのひとつを有している：

- カノーラ油（低エルカ酸菜種油）、チリペッパー及び黒こしょう
 - カノーラ油、バルサミコ酢、白酢及びローズマリー
 - 白酢、チリペッパー、ローズマリー、あんず、塩、抗酸化剤及び保存料
- 通則1及び3（c）を適用

